

第6期男女共同参画審議会の進め方（案）

1 第6期審議会における審議の中心テーマ

■ 「新ひょうご男女共同参画プラン21」の改定

- ◇ 平成23年3月に改定した「新ひょうご男女共同参画プラン21」（計画期間：平成23～27年度）は、27年度に終了することから、第6期の審議会では、計画改定が総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に資する大綱となるよう、現行計画の評価・検証をはじめ、改定に当たっての基本的な考え方や構成、具体的内容等について幅広く協議する。
- ◇ なお、都道府県の男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定により、国の男女共同参画計画を勘案して策定することとなっているが、現在、国においても計画の改定の検討が進められていることから、それらの状況も踏まえながら、検討を進めていく。
- ◇ また、現在国会に上程されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」においては、地方公共団体の推進計画策定が努力義務として課されており、次期計画との一体的な策定も視野に、検討する。

■ 計画改定にあたっての検討事項（案）

- ・ 現行計画に掲げた具体的施策の達成状況等の評価
- ・ 現行計画策定後の主な取組と社会環境の変化等に対する分析
- ・ 新たな計画の基本的な考え方と構成、重点的に取り組むべき事項の検討
- ・ 施策の基本的方向と具体的施策の内容、数値目標の設定
- ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方策

■ 次期計画で取り上げるべき項目重点事項（案）

「男女が共に力を発揮できる社会づくり」

■ 検討にむけた具体的方法（案）

審議会規則第7条の規定に基づく部会（「政策部会」）を設置し、計画改定に関する検討を行う。

(参考) 国の動向等

ア 第4次男女共同参画基本計画（国）の策定 [参考資料3参照]

第3次計画（H22～H26）終了に伴い、第4次計画（H27～H31）を策定予定。現在、平成27年12月の閣議決定に向け作業中

(第4次男女共同参画基本計画の構成案)(H27.2.26計画策定専門調査会起草ワーキングチーム会議資料より)

あらゆる分野における女性の活躍	①男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍 ②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ④地域、農山漁村における男女共同参画の推進 ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進
安全・安心な暮らしの実現	⑥生涯を通じた女性の健康支援 ⑦女性等に対するあらゆる暴力の根絶 ⑧困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備
男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨男女共同参画の視点に立った各種制度・慣行等の見直し ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

イ すべての女性が輝く政策パッケージ [参考資料4参照]

平成26年10月3日、「すべての女性が輝く社会づくり本部」（本部長：総理、本部員：全閣僚、事務局：内閣官房「すべての女性が輝く社会づくり推進室」）が設置され、同月10日、来年春頃までに早急に実施すべき施策を「すべての女性が輝く政策パッケージ」として決定

〔「すべての女性が輝く政策パッケージ」の6つの柱立て〕

1. 安心して妊娠・出産・子育て・介護をしたい
2. 職場で活躍したい
3. 地域で活躍したい、起業したい
4. 健康で安定した生活をしたい
5. 安全・安心な暮らしをしたい
6. 人や情報とつながりたい

ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案 [参考資料5参照]

(平成27年2月20日第189回通常国会へ再度提出)

本法案において、国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）し、地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）することとなっている。

2 審議スケジュール

日程	審議会	ひょうご男女共同参画プラン21	国の動き
平成26年 10月	県民モニター意識調査実施		「第4次男女共同参画基本計画」 策定スケジュール・検討体制
平成27年 2月	第6期委員決定		[10月]「基本的な考え方」諮問 ⇕「3次計画」のフォローアップ
3月	【第1回全体会】 〔・審議の方向性 ・政策部会の設置 ・県民モニター調査結果検証 ・現行計画の評価 等〕	・審議会委員の意見等を踏まえ、現状認識、課題等再整理 ・国等の動向確認 ・次期計画の骨子素案作成	[1月] ↑ 「基本的な考え方(素案)」検討
6月	<第1回政策部会> 〔・次期計画骨子案検討 ・具体的施策の項目別内容検討〕	・部会委員の意向、国の動き等を踏まえ、骨子案整理 ・具体的施策の項目別内容検討	↓ [5月]「基本的な考え方(素案)」決定 ↑ 「パブリックコメント、 地方公聴会を実施」
7月	【第2回全体会】 〔・次期計画骨子案検討 ・具体的施策の項目別内容検討〕	・審議会委員の意向、国の動き等を踏まえ、骨子案再整理 ・具体的施策の項目別内容再検討	↓ [7月]「基本的な考え方」答申
9月	<第2回政策部会> 【第3回全体会】 〔・次期計画案の検討〕	・次期計画案の作成 ・パブリックコメントの実施 ・次期計画最終案の作成 (適宜、政策部会と調整)	
12月	<第3回政策部会> 【第4回全体会】 〔・次期計画最終案検討〕		[12月]「4次計画」諮問・答申 → 閣議決定
平成28年 3月		次期計画の策定	